二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(5)　略］

(6)　金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ホ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

# 法規的告示

**○総務省告示第三百九号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十二条の四ただし書の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第六十五号（電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 無線設備 | 必要な措置に代えることができる措置 |
| ［一～三　略］ | ［略］ |
| 四　通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（実験試験局を含む。）の無線設備であって、空中線を撤去することが困難なもの | 送信機、給電線又は電源装置を撤去すること。 |
| 五　構内無線局（無線電力伝送用の無線局に限る。）の無線設備であって、空中線を撤去することが困難なもの | 送信機、給電線又は電源装置を撤去すること。 |

| 改正前 | |
|---|---|
| 無線設備 | 必要な措置に代えることができる措置 |
| ［一～三　同上］ | ［同上］ |
| 四　通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（実験試験局を含む。）の無線設備であって、空中線を撤去することが困難なもの | 送信機、給電線又は電源装置を撤去すること。 |

**附　則**

この規則は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年八月十二日）から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。